欠陥住宅!?
悪質リフォーム!?
シックハウス!?
……etc

心配事や気がかりを
弁護士・建築士にご相談ください。

欠陥住宅関東ネット

正式名称
欠陥住宅被害関東連絡協議会

http://www.kjknet.org/

定例相談会・通常相談のご案内

「関東ネット」って何？

欠陥住宅関東ネット

欠陥住宅関東ネットは、欠陥住宅被害の救済や予防を目的に弁護士・建築士・研究者・市民によって2001年11月に結成された非営利団体です。

相談・調査を依頼するには…

相談・調査の依頼には、月1回開かれる「定例相談会」と随時受付の「通常相談」の２通りの方法があります。いずれの場合も「申込用紙」に所定の事項をご記入の上、ＦＡＸまたは郵送でお申し込み下さい。
「申込用紙」は関東ネットホームページからダウンロードできます。
アドレス：http://www.kjknet.org/
インターネット環境がない方やダウンロードできない場合は郵送いたしますので、下記の各事務局へご請求下さい。

「とにかく相談」なら 弁+建

定例相談会
（月1回開催・予約制）

弁護士と建築士がペアを組み
幅広い相談に応じます

初回相談料：1時間=8000円（税込）
2回目以降：1時間=6000円（税込）

申込用紙に所定の事項を記入
↓
FAXまたは郵送で定例相談会事務局へ送る
↓
予約完了の通知（先着順にて受付）
↓
関東ネットが最も適任の弁護士・建築士を選任
↓
相談会当日、会場にて面談

問題を絞った相談は 弁or建

通常相談
（随時受付中）

弁護士か建築士のいずれかを指定して
より専門的な相談ができます

相談料：1時間=10000円（税別）

申込用紙に所定の事項を記入
↓
FAXまたは郵送で関東ネット事務局へ送る
↓
関東ネットが最も適任の弁護士・建築士を紹介
↓
弁護士・建築士とご相談
↓
予備調査・本調査（ご希望により）
↓
法的手続き準備（ご希望により）

定例相談会開催日程

毎月第２土曜日・都内にて開催

定員になりしだい予約は締め切らせていただきます
詳しい日時・場所は予約された方に通知いたします。
また、関東ネットホームページでもお知らせいたします。
http://www.kjknet.org/

ご注意

通常相談・定例相談会を申し込まれる方は、裏面の利用規約をよくお読みになり、了承の上お申し込み下さい。

お問い合せ・申込用紙送付先

定例相談会 欠陥住宅関東ネット定例相談会事務局
學建築研究所
〒162-0801東京都新宿区山吹町350番地RM早稲田301
teirei-soudan@kjknet.org

通常相談 欠陥住宅関東ネット事務局
谷合周三法律事務所
〒102-0083東京都千代田区麹町4-5 KSビル2F
FAX:03-3512-3444　TEL:03-3512-3443

通常相談・定例相談会利用規約　（令和2年8月改訂）

通常相談

1.建築士・弁護士への相談の手順

（1）ご相談を希望される方は、関東ネットホームページ（http://www.kjknet.org）から「相談カード」をダウンロードし、プリントアウトして所定の事項をご記入の上、欠陥住宅関東ネット事務局まで郵送またはＦＡＸにてお送りください。
・ご記入は、おわかりになる範囲で結構です。また、年月日や数値等は大まかなものでも構いません。
・お送りいただいた相談カードの個別的な記載事項については、プライバシーを厳守いたします。
・相談カードがダウンロードまたはプリントできない方には郵送またはＦＡＸにてお送りいたしますので、関東ネット事務局までご請求ください。

（2）通常相談の申込みを受け付けた関東ネットは、カードの記載内容を検討し、会員の中から適切と思われる弁護士・建築士をご紹介いたしますので、連絡を取り合った上で、直接ご相談下さい。
・ご相談は、面接とし、電話によるご相談は行っておりません。
・面接の場所・日時は紹介した弁護士・建築士と協議して決めて下さい。
・面接にあたっては、相談カードに記載された「保有されている資料」をお持ちになっていただくと効果的な相談ができます。
・なお、相談カードをお送りいただいた場合でも、その内容が関東ネットの趣旨と異なる場合は、相談をお断りする場合もあります。また、専門家の紹介等に相当の日時を要する場合もありますので、ご了承下さい。

2.弁護士・建築士への相談費用

（1）**1時間につき10,000円（税別）**の時間制とします。

3.法的手続き、現場調査を希望される方へ

（1）相談だけでなく、弁護士に代理人として交渉や法的手続を依頼したい場合、建築士に対象物件の調査を依頼したい場合は、「弁護士・建築士へ事件依頼を希望される方へ」をお読みください。

4.相談・調査・依頼に関する責任

（1）相談・調査・依頼はあくまで相談者・依頼者とその建築士・弁護士の個別の責任関係・信頼関係において行っていただくものであり、欠陥住宅関東ネットはいかなる場合も責任を負うものではありません。
（2）相談・調査・依頼を受けた具体的内容、及びその過程で知り得た事項については、担当弁護士・建築士及び欠陥住宅関東ネットは秘密を厳守いたします。
（3）取扱事項によっては欠陥住宅関東ネットの研修会に取り上げる場合があります。

定例相談会

1.定例相談会当日までの手順

（1）定例相談会は、欠陥住宅や悪質リフォームでお困りの一般消費者の皆様のために、関東ネットがご用意した会場にお越しいただき、当ネットの弁護士・建築士が直接ご相談にお答えします。
・毎月1回開催し、当ネットの会員・非会員を問わず、相談できます。
・事前にご相談内容を把握し、適切な弁護士・建築士に担当させていただくため、また、当日会場での混乱を防止するため、 完全予約制とさせていただきます。
・予約受付は定員になりしだい締め切らせていただきます。

（2）ご相談を希望される方は、関東ネットホームページ（http://www.kjknet.org）から「相談カード」をダウンロードし、プリントアウトして所定の事項をご記入の上、定例相談会事務局まで郵送またはＦＡＸにてお送り下さい。
・ご記入は、おわかりになる範囲で結構です。また、年月日や数値等は大まかなものでも構いません。
・お送りいただいた相談カードの記載内容については、プライバシーを厳守いたします。
・相談カードがダウンロードまたはプリントできない方には郵送またはFAXにてお送りいたしますので、定例相談会事務局までご請求ください。
・予約をお取りできたご相談者には、定例相談会事務局からご連絡をさし上げます。

（3）定例相談会の予約申し込みを受け付けた関東ネットは、カードの記載内容を検討し、会員の中から適切と思われる弁護士・建築士を選定し、相談会当日の担当といたします。
・ご相談にあたっては、相談カードに記載された「保有されている資料」をお持ちになっていただくと効果的な相談ができます。
・相談カードをお送りいただいても、内容が関東ネットの趣旨と異なる場合は、相談をお断りする場合もあります。
・ご相談は原則として先着順で受け付けますが、ご相談内容その他の事情により順番が前後することもございます。そのため、ご相談までお待たせすることがありますので、予めご了承ください。

2.定例相談会に要する費用

（1）建築士・弁護士への相談費用として**初めてのご相談については、相談時間を1時間とし、8,000円（税込）の相談料**とします。**2回目以降のご相談については、相談時間を1時間とし、6,000円（税込）の相談料**とします。

3.建築士への調査依頼・弁護士への法的手続きの依頼

（1）相談だけでなく、弁護士に代理人として交渉や法的手続を依頼したい場合、建築士に対象物件の調査を依頼したい場合は、「弁護士・建築士へ事件依頼を希望される方へ」をお読みください。

4.定例相談会に関する責任

（1）定例相談会におけるご相談は、あくまで相談者・依頼者とその建築士・弁護士の個別の責任関係・信頼関係において行っていただくものであり、欠陥住宅関東ネットはいかなる場合も責任を負うものではありません。
（2）相談・調査・依頼を受けた具体的内容、及びその過程で知り得た事項については、担当弁護士・建築士及び欠陥住宅関東ネットはプライバシーを厳守いたします。
（3）取扱事項によっては欠陥住宅関東ネットの研修会に取り上げる場合があります。

弁護士・建築士へ事件依頼を希望される方へ

1.弁護士への交渉・法的手続依頼

（1）弁護士に相談した結果、その弁護士に代理人として交渉や法的手続を依頼したい場合は、その弁護士と直接協議して下さい。
（2）その弁護士が依頼を受諾した場合は、所定の委任状を作成・提出し、以後は委任関係に基づき示談や手続をすすめてもらって下さい。なお、その弁護士の判断により、依頼人と協議の上、複数の弁護士で弁護団として受任する場合があります。

2.弁護士費用について

（1）弁護士費用は、「着手金」と「報酬金」をお願いします。「着手金」は、事件受任時に必要となります。「報酬金」は、事件が解決した場合に、解決の程度（被害回復の程度）に応じて、決定させていただきます。
当ネットでは、東京弁護士会法律相談センター弁護士報酬審査基準に準拠して、経済的利益の額（瑕疵補修費用相当額等の損害額）に応じて、以下のとおりの金額を標準額としてご負担をお願いしています。なお、実際のご負担額は、担当弁護士との協議により決定していただきます。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8%	16%
300万円を越え3000万円以下の部分	5%	10%
3000万円を越える部分	3%	6%

以上は第一審訴訟の場合の標準額です。交渉をご依頼いただく場合には、上記金額の3分の2を標準額とします。
（2）交通費、通信費、訴訟提起印紙代等の必要実費については、別途ご負担をお願いします。

3.建築士への調査依頼

（1）建築士による調査には、予備調査と本調査があります。予備調査は、建物の状況や不具合等について、実際に、現地で、主に目視により事実確認を行い、さらに本調査を行う必要があるかどうかを検討するための調査です。調査結果は口頭により報告します。ご希望により簡単な記録書を作成することも可能ですが、その場合には、記録書作成費用を別途いただきます。本調査は、欠陥の現状やその原因、補修する場合の補修方法やその費用等について、詳細な調査を行い、その結果によっては「詳細な調査報告書」を作成するものです。通常は弁護士による交渉や調停・訴訟の法的手続きの証拠書類として利用します。
（2）調査を依頼する場合、通常はまず予備調査から行う事になります。その結果、交渉や法的手続上必要と考えられる場合に本調査を行います。

4.建築士の調査費用

（1）予備調査：1人1時間につき10,000円（税別）の時間制とします。時間数には現場までの往復の移動時間を含みます。ただし、移動時間のみ1人1時間につき5,000円（税別）とします。調査費用は1人1日あたり50,000円（税別）を上限とします。ただし、関東地方（東京、神奈川、千葉、埼玉、栃木、群馬、茨城）以外の建物調査、または、集合住宅等の大規模な建物調査の場合は、上限を適用しません。なお、交通費、写真撮影等の実費は別途いただきます。
a.予備調査につき記録書の作成を希望される場合は、調査費用とは別に、その作成に要する時間についても、1時間につき10,000円（税別）とします。なお、印刷費、郵送料等の実費は別途いただきます。
b.調査の必要上、複数の建築士による作業が必要な場合は、その人数分をいただきます。
c.補助者が必要な場合はその日当、測定機器等が必要な場合はその実費をいただきます。
（2）本調査：予備調査の結果を踏まえ、その建築士と協議して決めていただきます。